

ロシアによるウクライナ侵攻を強く非難する決議

ロシアは2月24日、武力による威嚇または武力の行使を慎むよう求めた国連憲章および国際法を踏みにじり、ウクライナへの軍事侵攻を開始し、ウクライナの主権および領土の一体性を侵害するという明らかな侵略行為を続けていることは、一方的かつ身勝手な理由の下にウクライナ国民の尊い命を奪い、国際社会の平和と秩序、安全を根底から脅かす蛮行であり、愚行であり、断じて許すことはできない。

この軍事侵攻では、軍事施設だけでなく学校や病院、民間施設などをも攻撃しており、女性や幼い子ども達を含む一般市民にも連日多くの死傷者が出ている状況にある。ウクライナからの避難民は3月11日には250万人を超えたとの報道があり、国連が避難民を400万人に達すると想定するまでの悲惨な状況となっている。

しかも、プーチン大統領は核戦力を「特別体制」に引き上げたことを表明しており、このことは核兵器で世界諸国を威嚇するものであり、人類破滅の核戦争に道を開く危険極まりない所業であり、唯一の戦争被爆国の国民として怒りを込めて強く非難する。

このような形で推し進められる現状変更の行為は決して許されるものではなく、ロシア軍が即時に完全かつ無条件で撤退し、国際社会の速やかな平和が実現することを強く強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月24日

豊郷町議会